

物価高騰重点支援給付金 (こども加算) のお知らせ

令和6年4月2日
以降出生の子

令和5年度物価高騰重点支援給付金(こども加算)について、川西市では期間を延長し、令和6年8月31日までに生まれた子どもを支給対象といたします。
令和6年度物価高騰重点支援給付金(こども加算)もあわせて実施しますので、詳細は裏面をご覧ください。

支給対象の子ども

【令和5年度】

令和6年4月2日～令和6年8月31日までに生まれた子ども

【令和6年度】

令和6年6月4日～令和6年10月31日までに生まれた子ども

対象世帯については裏面をご確認ください。



手続き方法

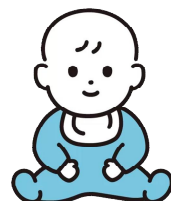
チラシ下部の連絡先にお問い合わせください。申出があった方が対象者であれば申請書類を送付しますので、必要事項を記入のうえ返信してください。

支給額

子ども1人あたり **5** 万円



本給付金の詳細は市ホームページを
ご覧ください。



川西市物価高騰重点支援給付金担当 (市役所5階 503会議室)
〒666-8501 川西市中央町12-1 ☎072-740-3050

令和5年度こども加算

対象：以下の①を満たし、②又は③に該当する世帯の令和5年4月2日～令和6年8月31日までに生まれた子ども

- ①基準日（令和5年12月1日）に川西市に住民登録がある世帯
- ②令和5年度住民税均等割が非課税の世帯
- ③令和5年度住民税所得割が非課税の世帯で、そのうち1人は住民税均等割が課税されている世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯や一部措置入所児童など、対象外となる場合があります。

申請期限：令和6年9月30日（月）

令和6年度こども加算

対象：以下の①を満たし、②又は③に該当する世帯の令和6年6月4日～令和6年10月31日までに生まれた子ども

- ①基準日（令和6年6月3日）に川西市に住民登録がある世帯
- ②令和6年度住民税均等割が非課税の世帯
- ③令和6年度住民税所得割が非課税の世帯で、そのうち1人は住民税均等割が課税されている世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯や一部措置入所児童など、対象外となる場合があります。

申請期限：令和6年11月29日（金）



低所得世帯に対する給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に
ご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、川西市や川西警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

※給付金について市職員がATMで操作をお願いすることはありません。